若松税理士事務所通信

平成 30 年５月号　No.６６

＜ごあいさつ＞

今年のゴールデンウィークは、いかがお過ごしだったでしょうか？皆様は、どこか旅行に行かれたり、故郷へ帰省されたり、休息を取られたりと、思い思いに過ごされたことと思います。連休明けは、気持ちを切り替え、また頑張っていきます。

＜経営セーフティ共済について＞

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

【経営セーフティ共済の安心の４つのポイント】

①無担保・無保証人で、掛金の 10 倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の 10 倍(最高 8,000 万円)」の、いずれか少ないほうの金額です。

②取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

③掛金の税制優遇で高い節税効果

掛金月額は 5,000 円～20 万円まで自由に選べ、増額・減額できます。なお、掛金の前納・掛止めも可能です。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。　⇒※法人が損金に算入する場合及び個人事業主の方が必要経費として算入する場合には、一定の条件があります。また、１年以内の前納掛金も払い込んだ期の損金または必要経費に算入できます。

④解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を 12 か月以上納めていれば掛金総額の８割以上が戻り、40 か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12 か月未満は掛け捨てとなります）。　⇒※法人の場合は益金の額、個人の場合は事業所得の収入金額となります。

＜５月・６月の税金・労務関係＞

① ３月決算の確定申告・９月決算の中間申告
② 個人住民税の通知…特別徴収：５月中旬頃
　普通徴収：納期限は６・８・10・１月の末日
③ 自動車税の納付・・・５月末日
④ 源泉所得税（納特）の納付・・・７月１０日まで
⑤ 所得税の予定納税の通知…納期限は７･11 月末日
⑥ 算定基礎届の提出・・・７月１０日まで
⑦ 労働保険の年度更新・・・７月１０日まで

＜若松家の出来事＞

現在、長男（年長）、次男（年中）、長女（１才）の３児の父親として育児に奮闘しております。

４月は仕事が一段落したこともあり、久し振りに家族みんなで色々とお出かけをしてきました。

まずは、お花見に行って来ましたが、子供達は花より団子でした(笑)。また、毎年恒例の竹の子掘りでは、長男が大活躍で沢山掘れました。そして、友達家族と一緒に大分へキャンプに行きましたが、子供達は初めての体験で、何もかもが楽しかったようです。地獄めぐりもしましたが、子供達も大喜びでした。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂いただければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。
ご質問等ございましたら、
電話・メール・ＦＡＸにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町２－７－２Ｆ
（弁護士法人ラグーン本店２階）
電　話：083-234-1448
ＦＡＸ：083-234-1449
E-mail：　info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com